

令和5年11月22日
15時00分時点
危機管理政策課

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和5年11月21日(火) 22時43分頃
- (2) 発射場所 北朝鮮北西部沿岸地域東倉里(トンチャンリ)地区
- (3) 発射数等 発射数: 弾道ミサイル技術を使用したもの1発
距離等: 発射された1発は2つに分離し、次のとおり落下したものと推定
- ① 22時50分頃、朝鮮半島の西約350kmの東シナ海上の予告落下区域外に落下
 - ② 22時55分頃、沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、22時57分頃、沖ノ鳥島の南西約1200kmの太平洋上で、日本のEEZ外となる予告落下区域内に落下
- (4) その他
- ・ 弾道ミサイル技術を使用したものが、日本に落下する、または上空を通過する可能性があったことから、22時46分に沖縄県を対象地域とし、ミサイル発射情報及び避難の呼びかけをJアラートで伝達。
 - ・ その後、沖縄県の上空を飛翔し、太平洋へ通過したものと見られることから、日本への影響がないものとして、23時15分に、ミサイル通過情報及び避難の呼びかけの解除をJアラートで伝達。
 - ・ 詳細については、現在分析中ですが、現時点では地球周回軌道への衛星の投入は確認されていない。

2 総理指示

- (1) 令和5年11月21日 22時47分
- ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとること
- (2) 令和5年11月21日 22時53分
- ① 上空を通過したと判断される地域に重点を置き、落下物等による被害がないか、速やかに確認すること
 - ② 北朝鮮の今後の動向を含め、引き続き、情報収集・分析を徹底すること
 - ③ 米国や韓国等、関係諸国と連携し、引き続き、必要な対応を適時適切に行うこと

3 防衛大臣指示（令和5年11月22日 1時54分）

- ①我が国領域及び同周辺海域における被害の有無の確認を徹底すること
- ②米国、韓国等と緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析に全力を挙げる
- ③不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと

4 防衛省・内閣官房発表内容（令和5年11月22日 1時54分）

- ・付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていません。
- ・これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。特に、今般北朝鮮が行った日本列島上空を通過する形での発射は、航空機や船舶はもとより、付近の住民の安全確保の観点からも極めて問題のある行為です。
- ・また、このような発射は、衛星打ち上げを目的としたものであったとしても、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も禁止としている、関連する国連安保理決議に違反するものであり、国民の安全に関わる重大な問題です。我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難しました。

5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行いました。また、本日0時15分頃から国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行いました。

6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮による弾道ミサイル（可能性があるものも含む）の発射は、今年に入ってから少なくとも16回目

